

NEWS RELEASE

令和 7 年 9 月 1 8 日
一般社団法人 信託協会

令和 8 年度税制改正要望を決定

一般社団法人 信託協会（会長 窪田 博）では、「令和 8 年度税制改正に関する要望」を決定いたしましたので、お知らせいたします。

主要要望項目は、以下のとおりです。

1. 教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度について恒久化すること。少なくとも適用期限（令和 8 年 3 月末）を延長すること。また、本制度のさらなる活用に資する所要の税制上の措置を講じること。
2. 企業年金および確定拠出年金の積立金に係る特別法人税を撤廃すること。また、特別法人税の撤廃に至るまで、課税停止措置を延長すること。
3. 特定受益証券発行信託の要件における計算上、課税の繰り延べに当たらない非現金収入収益を分子から除外すること。
4. 「受益証券発行信託計算規則」において、受益者と信託との直接取引（資本取引）に係る規定の整備に伴う税制上の取扱いを明確化すること。
5. 結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度について恒久化すること。少なくとも適用期限（令和 9 年 3 月末）を延長すること。
6. 株式の信託を利用した事業承継について、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の適用対象とすること。また、納税猶予制度の特例措置に係る特例承継計画の提出期限（令和 8 年 3 月末）を延長すること。

以 上

本件に関する照会先：

一般社団法人 信託協会

総務部（広報担当） 松村・河西・馬場

企画室 中根・小林

電話 03-6206-3992



一般社団法人

信託協会

令和8年度税制改正に関する要望

令和7年9月

一般社団法人 信託協会

令和8年度税制改正に関する要望

一般社団法人 信託協会

日本経済は、企業の好調な業績を背景に30年にわたるデフレからの脱却がようやく現実味を帯び、金融政策の正常化も進む中で「成長と分配の好循環」が動き出しています。

一方で世界に目を向けると、自由貿易を前提とした国際秩序は、自国第一主義や権威主義の台頭により変化し、日本の社会や経済の先行きにも不確実性をもたらしています。このような状況の中で、政府が掲げる「賃上げを起点とした成長型経済」を確実に実現していくためには、国民一人ひとりの中長期的な資産形成を後押しする「資産運用立国」の取り組みを進めていくことが必要となります。

私ども信託業界は、社会の多様なニーズに応えるべく多彩な機能を提供し、社会・経済を支える重要なインフラとして発展を続け、令和7年（2025年）3月末時点で信託財産総額は約1,800兆円を超える水準にまで拡大しました。近年では資産の世代間移転や経済活性化を目的とした「教育資金贈与信託」や「結婚・子育て支援信託」の提供に加え、高齢化社会への対応として資産管理・資産承継の分野でも取り組みを強化しています。また、ブロックチェーン技術を活用した商品・サービスの展開も進めてまいりました。さらに、企業の持続的成長を支えるコーポレートガバナンスの向上や、受託者責任に基づくスチュワードシップ活動の普及にも積極的に取り組んでまいりました。

信託協会は、「信託制度の発達を図り、公共の利益を増進すること」を目的に、100年にわたって活動を行ってまいりました。信託は時代の変遷とともにその役割を広げ、今まさに次の時代に向けて新たな一歩を踏み出そうとしています。こうした歩みを礎に信託の機能をさらに発揮することで、「資産運用立国」の実現を力強く後押しし、これからも社会・経済への貢献を果たしてまいります。

かかる認識のもと、来年度の税制改正に向けて、要望をとりまとめましたので、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

目 次

I. 主要要望項目

1. 教育資金贈与信託に係る贈与税の非課税制度の恒久化および拡充…………… 1
2. 企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃 …………… 2
3. 特定受益証券発行信託における非現金収入収益の利益留保割合…………… 4
計算からの除外
4. 「受益証券発行信託計算規則」における資本取引規定の整備に伴う…………… 5
税制上の取扱いの明確化
5. 結婚・子育て支援信託に係る贈与税の非課税制度の恒久化 …………… 6
6. 事業承継における信託の活用等 …………… 7

II. 一般要望項目

1. 信託に関する税制措置…………… 9
 - (1) e-Tax利用者識別番号（ID）の複数取得時の利用目的に「信託の受託者としての納税 9
手続き」等が追加可能となるよう、所要の措置を講じること。
 - (2) 資金移動業者の破綻時等における利用者資金の返還方法の多様化に伴い、新たに追加 10
する信託会社等による直接返還手続きの活用を促す観点から、所要の税制上の措置を
講じること。
 - (3) 非財務指標を算定基礎とする役員報酬について損金算入が可能となるよう、所要の税 11
制上の措置を講じること。
 - (4) 配偶者に対する相続税額の軽減特例等の適用に必要となる遺産分割協議書への署名、 12
実印の押印および印鑑証明書添付について、公的個人認証サービスを用いた電子契約
による代替を可能とすること。
 - (5) 固定資産税の納税通知書および課税明細書について、自治体等からの「電磁的方法」 13
のみによる提供を可能とすること。また、「電磁的方法」による提供が早期に可能と
なるよう、所要の措置を講じるとともに、納税者から要請があった場合の「電磁的方
法」による提供を義務化すること。
 - (6) 信託受益権が質的に分割された受益者等課税信託の課税関係を明確化する観点から、 14
所要の税制上の措置を講じること。
 - (7) 受益者連続型信託の課税の特例の適用対象を見直すこと。 16
 - (8) 受益者単独の信託については、いわゆる損失算入制限措置を適用しないこと。 18
 - (9) 勤労者財産形成促進制度に関する税制について、所要の措置を講じること。 19

2. 企業年金信託等に関する税制措置	21
(1) 企業年金等の拠出段階における税制優遇措置を拡充すること。	21
(2) 個人型確定拠出年金の普及に資する観点から、所要の税制措置を講じること。	24
(3) 高齢期の所得の確保に資する制度の構築のため、所要の税制措置を講じること。	25
(4) 企業年金信託の利便性向上等の観点から、所要の税制措置を講じること。	28
3. 金融制度全般に関する税制措置	32
(1) 証券投資信託以外の投資信託のうち、私募の投資信託について、投資法人における一時差異等調整引当額と同様の措置を講じること。また、導管性要件の1つである「非同族会社要件」を撤廃すること。	32
(2) 特定外国法人が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子等の非課税措置について恒久化すること。また、外国金融機関等が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子等の非課税適用申告書に関する異動申告書の提出期限を緩和しないしは撤廃すること。	33
(3) NISA制度の拡充および利便性向上等のため、所要の措置を講じること。	34
(4) スタートアップによる資金調達等の円滑化のため、所要の措置を講じること。	37
(5) 家計の資産形成を支援するため、所要の措置を講じること。	40
(6) 金融商品に係る損益通算範囲の拡大のため、所要の措置を講じること。	42
(7) インフラ資産への民間資金導入に向けて、再生可能エネルギー発電設備（再エネ発電設備）を運用対象とする投資法人の導管性要件について、所要の措置を講じること。	44
(8) カーボンニュートラルの実現に向けて、所要の措置を講じること。	47
(9) 上場株式等の相続税評価方法の見直しを行うこと等、所要の税制上の措置を講じること。	48
4. 不動産に関する税制措置	49
(1) 特定の事業用資産の買換特例（長期所有土地等から土地・建物等への買換え等）の適用期限（令和8年3月末）を延長すること。	49
(2) 土地の売買による所有権移転登記および土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の軽減税率の適用期限（令和8年3月末）を延長すること。	50
(3) 都市再生促進税制に係る特例措置の適用期限（令和8年3月末）を延長・拡充すること。	51
○要望項目一覧	52

I. 主要要望項目

1. 教育資金贈与信託に係る贈与税の非課税制度の恒久化および 拡充

教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度について恒久化すること。少なくとも適用期限（令和8年3月末）を延長すること。また、本制度のさらなる活用に資する所要の税制上の措置を講じること。

平成25年度税制改正において、教育機会の充実や経済活性化を目的とした「教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度」が新設され、本制度に基づき、「教育資金贈与信託」が創設された。教育資金贈与信託は、令和8年3月末までに、孫等の教育資金として祖父母等が信託銀行等に金銭等を信託した場合に、1,500万円（学校等以外の教育資金の支払に充てられる場合は500万円）を限度として贈与税が非課税となるものである。

わが国では、現預金の過半を高齢世代が保有している状況にある一方、子育て世代において、家計における子どもの教育費等の負担感は大きく、世代間の資産移転を進めることが望まれる。

わが国の成長力・競争力の強化の観点から、さらなる教育機会の充実・人材育成は極めて重要であり、また世代間の資産移転を一層促進する観点からも、本制度の適用期限（令和8年3月末）を廃止し、恒久化、少なくとも適用期限を延長されたい。また、本制度のさらなる活用に向け、贈与税の非課税措置の対象となる費用として「オンライン学習サービスや通信教育に係る費用」を追加するなど非課税措置の要件を拡充されたい。

2. 企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃

企業年金および確定拠出年金の積立金に係る特別法人税を撤廃すること。また、特別法人税の撤廃に至るまで、課税停止措置を延長すること。

企業年金および確定拠出年金は、公的年金を補完し、国民の老後生活の維持・安定を図る上で大きな役割を担っており、本格的な少子高齢社会を迎える中、その役割はますます高まっている。企業年金の年金財政の健全化と受給権保護の重要性、企業会計上の年金債務の開示義務等を勘案すると、企業年金積立金の早期充実は必要不可欠なものである。

一方、確定給付企業年金（従業員拠出金相当分を除く）および確定拠出年金については、積立金の額に対して、厚生年金基金については、一定水準を超える部分の積立金の額に対して特別法人税を課すこととされている。この積立金に対する特別法人税の負担は重く、年金制度の健全な発展の阻害要因となりかねず、資産所得倍増プランの趣旨にも反することとなる。

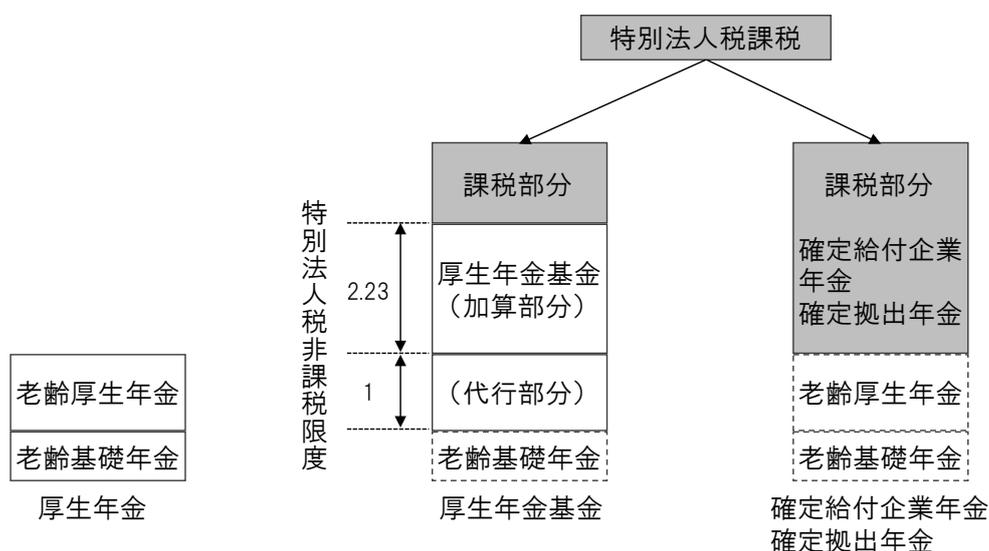
さらに、平成17年より給付時の課税が強化されており、特別法人税が課税された場合は、運用時および給付時を合わせた全体の税負担は、従前にも増して重いものとなる。また、米国をはじめ諸外国においても積立金に課税するといった例は稀であり、国際的にも整合性を欠く。特別法人税の課税は、国民が将来にわたって安心できる年金制度を構築する上では、不適切な税制である。

特別法人税については、令和5年度税制改正において、令和8年3月までの3年間の時限措置として課税を停止することとされているが、将来的に復活する可能性が残されているため、企業の年金制度の選択において不安定な要素になっており、課税停止では不十分である。公的年金の補完、国民の老後生活の維持・安定という社会的要請に答えていくため、平成27年1月に取りまとめられた社会保障審議会企業年金部会の「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」に

においても「特別法人税は早期に撤廃すべきである」とされ、また、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案に対する付帯決議（平成28年4月14日参議院厚生労働委員会）」においても「給付時との二重課税防止の観点から、廃止について検討を行うこと。」とされている。

以上のことから、政府税制調査会にて議論が行われている老後の生活等に備える資産形成に係る税制の包括的な見直しにあわせて、企業年金および確定拠出年金の積立金に係る特別法人税を撤廃する措置を講じられたい。なお、特別法人税の撤廃に至るまで、課税停止措置を延長されたい。

〔特別法人税の課税対象〕



〔主要国の企業年金税制の概要〕

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
拠出時 (事業主拠出分)	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
運用時	課税 (特別法人税)	非課税	非課税	非課税	非課税
給付時	課税	課税	課税	課税 (収益部分のみ)	課税

3. 特定受益証券発行信託における非現金収入収益の利益留保割合計算からの除外

特定受益証券発行信託の要件における計算上、課税の繰り延べに当たらない非現金収入収益を分子から除外すること。

受益証券発行信託は、平成19年に抜本改正された信託法において創設された制度で、受益証券発行信託のうち法人課税の対象外とされる特定受益証券発行信託は、その要件の1つとして利益留保割合（信託計算期末の留保利益を元本金額で除して算出するもの）が2.5%以下であることとの定めがある。

特定受益証券発行信託は現在、不動産を対象資産とするセキュリティ・トークン（以下、「ST」という）を中心に広く活用されるに至り、その活用形態、とりわけ信託対象資産種類の拡大が見込まれるものの、現行の規定では取組困難な場合がある。例えば、外貨建金銭債権等を対象資産とするSTを想定した場合に、その性質上、為替差益等の現金収入を伴わない収益（以下、「非現金収入収益」という）が生じる可能性があるところ、会計上の留保利益が存在しても配当原資がない以上、課税の繰り延べが意図されていないことは明白であるにもかかわらず、上記要件を満たすことができないケースが懸念されることから、事実上受託困難となっている。

特定受益証券発行信託は投資単位の小口化を通じてわが国の家計金融資産の投資への誘導に寄与する仕組みであり、資産運用立国の実現に資するものと考えられる。課税の繰り延べを防止するという法人課税信託の制度趣旨も踏まえ、今後、非現金収入収益について網羅的に整理が行われ、検討が十分に進捗したところで、客観的に課税の繰り延べに当たらない非現金収入収益が利益留保割合計算から除外されるよう、所要の措置を講じられたい。

4. 「受益証券発行信託計算規則」における資本取引規定の整備に伴う税制上の取扱いの明確化

「受益証券発行信託計算規則」において、受益者と信託との直接取引（資本取引）に係る規定の整備に伴う税制上の取扱いを明確化すること。

平成19年に抜本改正された信託法において創設された受益証券発行信託は、現在社会において広く活用されるに至っており、その活用形態、とりわけ信託の対象となる資産が広がりを見せている。

受益証券発行信託における受益者（投資家）と受託者（信託銀行）の直接取引（資本取引）については、企業における資本と信託における元本とでその法的な性質に違いがあるため、必ずしも同一の取扱いが適切とは言い難い。しかし受益証券発行信託の会計処理を定める当協会の計算規則（受益証券発行信託計算規則、以下、「本計算規則」という）においてはこの点を明確に規定していない。

今後、新たな資産を対象とする商品が組成され信託受益権の一部償還等の取引が発生することが想定されるが、当該取引における会計上の取り扱いが現状は明確ではないため、当協会にて本計算規則を改正し、これを明確化することを検討している。かかる状況において、本計算規則の改正を行った場合の税制上の取扱いが明確ではないため、この点を明確化されたい。

5. 結婚・子育て支援信託に係る贈与税の非課税制度の恒久化

結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度について恒久化すること。少なくとも適用期限（令和9年3月末）を延長すること。

平成27年度税制改正において、結婚・出産・子育ての後押しや経済活性化を目的とした「結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度」が新設され、本制度に基づき、「結婚・子育て支援信託」が創設された。結婚・子育て支援信託は、令和9年3月末までに、孫等の結婚・子育て資金として祖父母等が信託銀行等に金銭等を信託した場合に、1,000万円（結婚に際して支出する費用については300万円）を限度として贈与税が非課税となるものである。

政府は「こどもまんなか社会」の実現に向けて、「こども未来戦略」において、「若者・子育て世代の所得を増やす」、「社会全体の構造や意識を変える」、「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」などを通じて、若い世代が希望どおり結婚し希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指している。若年層にとって、結婚・出産（それに続く子育て）を躊躇させる大きな要因は経済的不安によるものとされているほか、わが国の現預金の過半を高齢世代が保有しており、高齢世代の資産の若年層への移転が進んでいないことも課題とされている。

本制度はまさに、世代間の資産移転を促進し、若年層の結婚・出産・子育てを後押しするという社会的意義を有するものであるから、本制度の適用期限（令和9年3月末）を廃止し、恒久化、少なくとも適用期限を延長されたい。

6. 事業承継における信託の活用等

株式の信託を利用した事業承継について、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の適用対象とすること。また、納税猶予制度の特例措置に係る特例承継計画の提出期限（令和8年3月末）を延長すること。

中小企業は、雇用の確保や経済の活性化等、各地域において重要な役割を担う存在であり、中小企業の活力を維持しつつその事業活動を継続し、経営権が次の世代へと円滑に承継されていくことは、わが国経済の持続的な成長を確実なものとする上で不可欠である。一方で、わが国の中小企業における70歳代以上の経営者割合は3割程度と高く、また、近時の物価高騰等の急激な経営環境の変化により事業承継の具体的な検討が遅れているところである。

事業承継にあたっての障壁の1つである税負担の問題を抜本的に解決するため、平成21年度税制改正において、非上場株式等に係る相続税および贈与税の納税猶予制度（一般措置）が創設され、平成30年度税制改正において、令和5年3月末までに特例承継計画を提出した場合の抜本的な拡充（特例措置）が講じられた。なお、特例承継計画の提出期限については、令和8年3月末まで延長する措置が講じられている。しかしながら、現状、株式の信託を利用した事業承継は本納税猶予制度の適用対象となっていない。

事業承継を取り巻く環境は多様化・複雑化している。信託は、信託契約の定め方により自由な設計が可能であるところにその特徴があり、株式を分散させることなく承継を実現することや、承継に際して議決権の承継先をカスタマイズして指定することなどにより、承継方法に関する多様なニーズに応えることができる。雇用を支え、地域における活力の維持・向上といった重要な役割を担う中小企業が親族内承継を含めた事業承継を円滑に実現し、それを契機とした成長を実現す

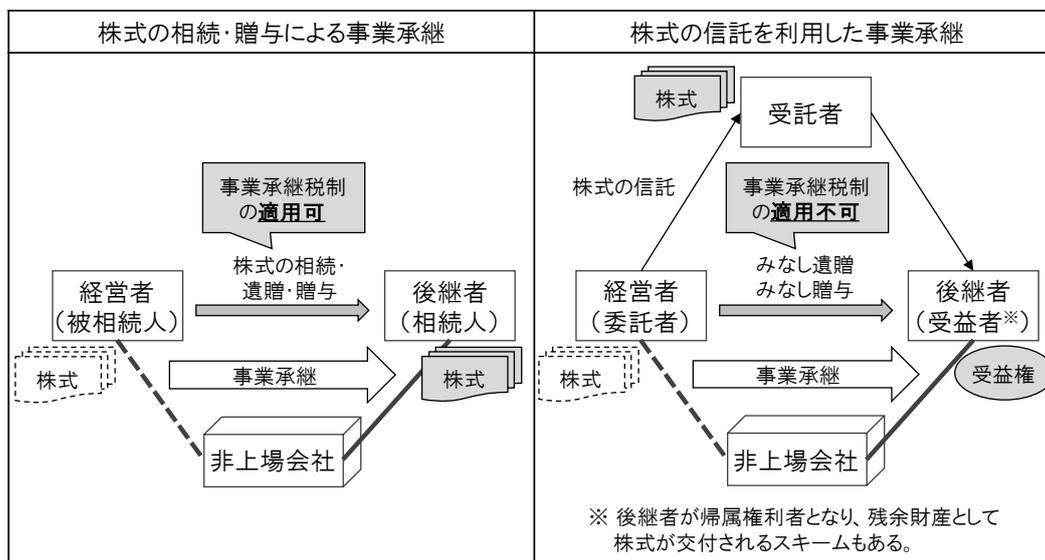
るために、信託がまさに有効な手段になり得るものと考えている。

以上のことから、株式の信託を利用した事業承継についても、非上場株式等に係る相続税および贈与税の納税猶予制度の適用対象とすることとされたい。

また、与党の令和7年度税制改正大綱にて、事業承継のあり方を見直すことが明記されているところ、当該見直しに係る議論の過程で、信託を利用した事業承継についても新たな事業承継税制に含める形で検討されたい。

加えて、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例措置に係る特例承継計画の提出期限についてもあわせて延長されたい。

〔事業承継信託の仕組み〕



Ⅱ. 一般要望項目

1. 信託に関する税制措置

- (1) e-Tax利用者識別番号（ID）の複数取得時の利用目的に「信託の受託者としての納税手続き」等が追加可能となるよう、所要の措置を講じること。

現在、納税のオンライン手続きに利用する e-Tax の ID は原則 1 法人、1 ID のみ取得可能となっているが、「NISA に係る事務手続」および「非居住者・外国法人に対する非課税措置に関する利子等および差益金額等の支払事務」の場合は追加で ID を取得可能である。

信託銀行は、自身の納税業務（従業員への給与支払い等）に加えて信託の受託者としても納税業務（信託ファンドが受け取る配当および利子に関する源泉徴収業務等）を行っているが、今後 e-Tax を利用して両業務を行う場合、税務に係るデータを相互に参照できてしまうことから、情報統制上の課題となり得る。

業務効率上の課題や、複数部署での ID 共有に起因する内部統制・情報管理上の問題を解消するためには、ID 自体を分けた方が望ましいことから、一部の取引に限定せず、「信託の受託者として行う納税手続き」等を目的として、1 法人に対して複数の ID 付与を追加可能とする措置を講じられたい。

(2) 資金移動業者の破綻時等における利用者資金の返還方法の多様化に伴い、新たに追加する信託会社等による直接返還手続きの活用を促す観点から、所要の税制上の措置を講じること。

近年、社会・経済全体でデジタル化が進む中、金融のデジタル化も加速している。

政府においても、民間のイノベーションを促進し、利用者保護やマネーロンダリング等への対策を適切に行う観点から、送金・決済手段のデジタル化に対応する制度整備を進めている。

資金移動業者の破綻時等における利用者資金の返還方法の多様化についても、令和7年第217回通常国会において資金決済法の改正が行われ、既存の供託を経由する返還手続きに加え、信託会社等から利用者に対して直接財産を返還することとしている金融商品取引法上の顧客区分管理信託と同様の手続きである履行保証金弁済信託契約が追加された。これにより、迅速な資金返還を実現することが可能となる。

履行保証金弁済信託契約について活用を促す観点や金融商品取引法上の顧客区分管理信託が「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法および地方税法の特例等に関する法律」（以下、「実特法」という）において特定取引の対象外とされていることを踏まえ、制度の公平性の観点から、履行保証金弁済信託契約についても実特法上の特定取引の対象外となるよう所要の税制上の措置を講じられたい。

(3) 非財務指標を算定基礎とする役員報酬について損金算入が可能となるよう、所要の税制上の措置を講じること。

役員報酬制度において、法人税法上、「定期同額給与」「事前確定届出給与」のほか、業績に連動して支給する給与で一定の基準を満たす「業績連動給与」について損金算入が認められている。業績連動給与における算定基礎の指標は、利益もしくは株式の市場価格に関するものまたはこれらと同時に用いられる売上高に関するものに限られており、サステナビリティ関連の非財務指標は対象となっていない。

一方で、令和5年1月の「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正により、有価証券報告書等において「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設された。また、令和7年3月には国際基準（ISSB（International Sustainability Standards Board）基準）を踏まえたわが国のサステナビリティ開示基準（SSBJ（Sustainability Standards Board of Japan）基準）が最終化され、令和9年3月期を初回とした基準適用義務化の方向性が示されるなど、企業経営や投資家の投資判断におけるサステナビリティへの取組みの重要性が高まっている。

企業のサステナビリティ経営に対する経済的インセンティブを付与し、企業の持続的成長/中長期的価値向上を促進するためにも、役員報酬のうちサステナビリティ関連の非財務指標を算定基礎とする部分について損金算入可能となるよう、所要の措置を講じられたい。

(4) 配偶者に対する相続税額の軽減特例等の適用に必要な遺産分割協議書への署名、実印の押印および印鑑証明書添付について、公的個人認証サービスを用いた電子契約による代替を可能とすること。

わが国の年間死亡者数は増加傾向にあり、相続人・行政機関・民間事業者といった社会全体の負担が今後も増加していくことが見込まれる。こうした状況を踏まえ、政府においては、死亡に関する手続き（死亡届および死亡診断書（死体検案書）の提出）のオンライン・デジタル化に向けた課題や、法定相続人の特定に係る遺族等の負担軽減策について、社会実装に向けた論点整理を行うとされている。

このように、死亡・相続手続きにおいてデジタル完結に向けた検討が進む見込みであるが、配偶者に対する相続税額の軽減特例等、相続税または贈与税の特例の適用を受ける際に、財産の取得状況を証する書類として「財産の分割の協議に関する書類（遺産分割協議書等）」を添付する場合は、その相続に係る全ての共同相続人等の押印（実印）があるものの写しと、その押印に係る印鑑証明書の添付が引き続き求められることとなっている。

死亡・相続手続きにおいて書面・押印を廃し、デジタル完結を実現するため、遺産分割協議書等に係る電子契約とマイナンバーカードによる公的個人認証サービスを紐づけることにより遺産分割協議書等の真正性を担保するなど、公的個人認証サービスを用いた電子契約による代替を可能とする措置を講じられたい。

(5) 固定資産税の納税通知書および課税明細書について、自治体等からの「電磁的方法」のみによる提供を可能とすること。また、「電磁的方法」による提供が早期に可能となるよう、所要の措置を講じるとともに、納税者から要請があった場合の「電磁的方法」による提供を義務化すること。

デジタル技術の進展等を踏まえ、納税者の利便性の向上等の実現のため、eLTAX（地方税のオンライン手続きのためのシステム）を活用した全国統一的な地方税手続きのデジタル化が推進されているところである。

地方税法上、固定資産税の納税通知書および課税明細書は、自治体等が納税者に対して「文書」を「交付」することが求められている。総務省通知により、納税者から要請があった場合には「電磁的方法」での提供が推奨されており、与党の令和6年度税制改正大綱においては、納税者等からの求めに応じて、eLTAX およびマイナポータルを活用して電子的に送付する仕組みの導入に向けた取組みを進めることとされているが、地方税法における現行の規定では文書の交付は必須となっている。

信託銀行等は、不動産を信託財産とする多数の信託契約を締結しており、納付税額の読み取りや振込手続き、書面の保存等を実施している。円滑・正確な納税事務担保のため、手続きのデジタル完結が可能となるよう、自治体等からの「電磁的方法」のみによる提供を可能とするとともに、納税者から要請があった場合の「電磁的方法」による提供を義務化されたい。

(6) 信託受益権が質的に分割された受益者等課税信託の課税関係を明確化する観点から、所要の税制上の措置を講じること。

受益者等課税信託(不動産信託等)については、信託の受益者は信託財産に属する資産・負債を有するものとみなし、かつ、信託財産に帰せられる収益・費用は当該受益者の収益・費用とみなして課税することとされている。その上で、受益者が複数存在する場合には、信託財産に属する資産・負債の全部をそれぞれの受益者がその有する権利の内容に応じて有するものとし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益・費用の全部がそれぞれの受益者にその有する権利の内容に応じて帰せられるものとして課税することとされている。

信託受益権が量的に分割されている場合、すなわち、分割された信託受益権の内容が均質である場合は、各受益者が持分割合に応じて、信託財産に属する資産・負債、信託財産に帰せられる収益・費用を比例的に有するものとして処理することになる。

一方、信託受益権が質的に分割されている場合とは、一般的には、1つの信託において、信託受益権を優先受益権と劣後受益権、元本受益権と収益受益権等、権利の内容が異なる信託受益権に分割されたものをいう。この場合、信託期間を通じて、各受益者が信託財産に属する資産・負債、信託財産に帰せられる収益・費用をそれぞれ比例的に有しているとはいいいにくい。

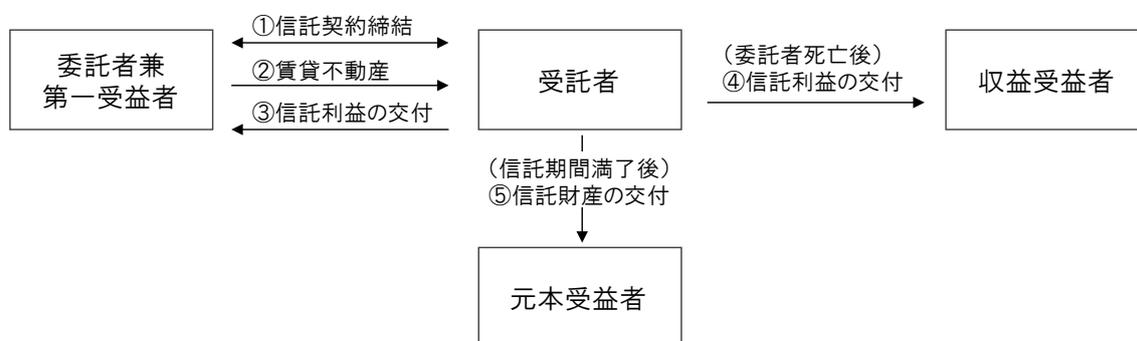
信託受益権が質的に分割されている場合は、「権利の内容に応じて」課税することとされているが、不動産信託等のように信託財産に減価償却資産がある場合や、個人を受益者とする元本・収益受益権分割等、減価償却費の処理方法や、個人受益者が受領する分配金の所得分類の取扱い等が明確になっていないため、利用が進んでいない類型がある。

平成 19 年に施行された信託法においては、多様なニーズに応えるため、例えば、家族信託に対応した遺言代用信託や、新たな資金調達手段として考えられる受益証券発行信託等の新しい類型が創設された。信託受益権が質的に分割された

信託の課税関係が明確化されれば、ニーズに即した様々な権利内容の信託受益権を創出することができ、多様な分野で信託の利用が促進され、わが国社会・経済の発展に寄与することが期待できる。

以上のことを踏まえ、信託受益権が質的に分割された受益者等課税信託の課税関係を明確化する観点から、所要の税制上の措置を講じられたい。なお、税制上の措置の内容については、信託の利用促進が図られ、受益者等の関係者が対応可能な実効性の高いものとする事とされたい。

〔信託受益権が質的に分割された信託（例）〕



(7) 受益者連続型信託の課税の特例の適用対象を見直すこと。

平成 19 年に施行された信託法および平成 19 年度税制改正において、いわゆる後継ぎ遺贈型の受益者連続信託の規律が設けられ、後継ぎ遺贈型を含めた受益者が連続する信託に関する税制が整備された。相続税法第 9 条の 3 では、受益者連続型信託の特例として、受益者が取得した信託に関する権利に対し、期間の制限等、権利の価値に作用する制約が付された場合、当該制約は付されていないものとみなすとされている。

この結果、受益者連続型信託では先行受益者に一旦、信託財産の全てが移転したものとして相続・贈与税が課税され、先行受益者から後続受益者に財産が移転した場合には、再度、信託財産の全てが移転したものとして相続・贈与税が課税されることとなる。

例えば、自分の死後の配偶者の生活扶養のために、配偶者を先行受益者、(配偶者の死亡を信託受益権移転の要件として) 子供を後続受益者とする後継ぎ遺贈型信託を設定した場合には受益者連続型信託の課税の特例が適用され、相続税が 2 回課税される。これに対して、父親が子供に財産を遺贈して配偶者(子供にとっては母親)への一定期間の給付を負担させるような、負担付遺贈の方法によって財産を移転する場合には、相続税負担は 1 回のみとなる。信託を用いた場合と負担付遺贈の場合とでは、同様の経済的効果となるにもかかわらず、課税上の権衡が図られていない。

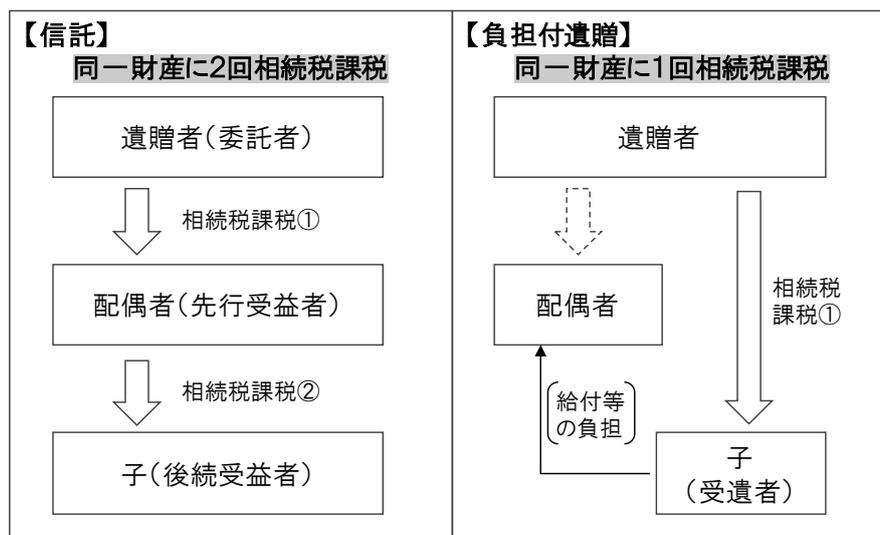
受益者が形式的に連続する信託の中でも、設定時において信託受益権の内容が確定している信託については、それぞれの信託受益権を評価して信託設定時に 1 回限りの課税とすることも可能であり、受益者連続型信託の課税の特例を適用する必要性はないものといえる。

また、信託法の立法過程においても、後継ぎ遺贈型信託を活用した家族の扶養や資産承継に対するニーズが主張され、現在も強く期待されているが、受益者連続型信託に適用される税制が負担付遺贈による場合と比して不利であればその活

用が阻害されることになる。

したがって、例えば、家族の扶養のための給付や資産承継を目的とする信託であって、信託設定時に信託受益権の内容が確定している受益者連続型信託については、受益者連続型信託の課税の特例の適用対象から除外されたい。

〔受益者連続型信託と負担付遺贈の課税関係〕



(8) 受益者単独の信託については、いわゆる損失算入制限措置を適用しないこと。

平成19年度税制改正において、受益者段階で課税される信託について、いわゆる損失算入制限措置が導入された。本措置は、平成17年度税制改正で組合税制に導入された措置と同様のものであり、受益者が個人の場合には、その信託から生ずる不動産所得の損失については生じなかったものとみなし、受益者が法人の場合には、受益者の弁済責任の限度が信託財産の価額とされているときは、損失のうち、信託金額を超える部分に相当する金額(損益が実質的に欠損にならないと見込まれる場合は、損失の全額)は損金に算入しないこととされた。

例えば、ある者が不動産の賃貸事業を行う場合、自ら事業を行う方法のほかに、受託者等の専門的なノウハウを活用するため第三者へ事業を委託する方法として、信託や事業受託方式(注)等の手法を用いることがある。そして、いずれの方法を採ったとしても、市況の悪化や賃借人の退去等により収支がマイナスとなる可能性があるが、このような損失が生じたときに、信託を利用した場合のみ、損失算入が制限され、公平性を欠くことになる。

特に、受益者が単独である信託においては、信託方式も他の方式と同様に事業のリスクを全て受益者が負担するにもかかわらず、信託を利用した場合についてのみ損失算入が制限されることは著しく権衡を欠き、信託の利用が阻害されることになる。以上のことから、受益者単独の信託については、いわゆる損失算入制限措置を適用しないこととされたい。

(注) 土地所有者の依頼を受けた会社(土地開発業者等)が、土地診断から建物・施設等のプランニング、事業収支計画、施工、入居者募集、完成後の管理運営等の業務を引受ける方式(工事請負、管理業務委任)。

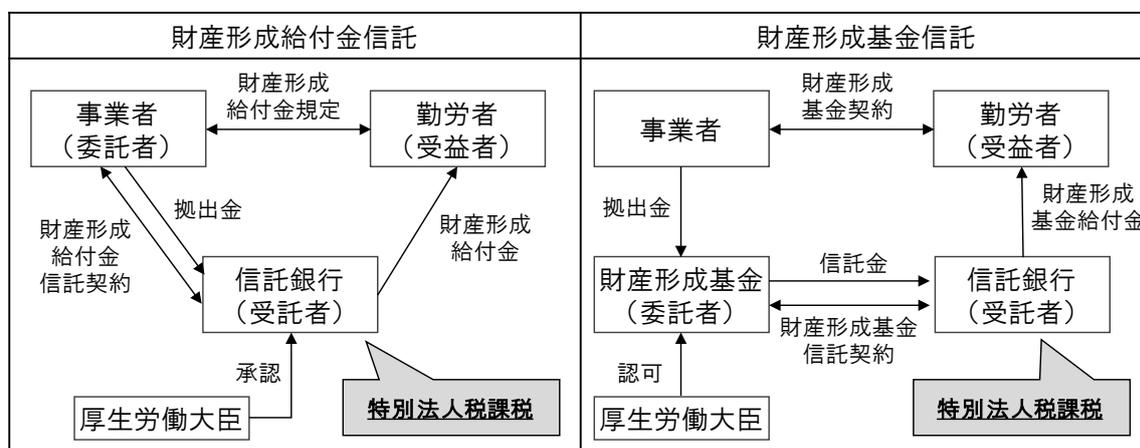
(9) 勤労者財産形成促進制度に関する税制について、次の措置を講じること。

- ① 財形給付金制度および財形基金制度に係る特別法人税を撤廃すること。また、特別法人税の撤廃に至るまで、課税停止措置を延長すること。
- ② 勤務先または財形取扱機関の名称・所在地の変更等の場合、当該勤務先の長による異動申告書の提出の特例が認められているが、その際に提出する異動申告書に記載する事項のうち、「個人番号」については記載不要とすること。

① 財形給付金制度、財形基金制度の積立金に対する特別法人税（現行1%、地方税標準税率0.173%）の課税負担は重く、事業主における勤労者の財産形成に対する支援意欲を後退させるばかりでなく、勤労者の財産形成を阻害する一因となっている。

令和8年3月末までの時限措置として特別法人税の課税を停止することとされているところであるが、勤労者の安定した生活を確保するために財形給付金制度および財形基金制度の積立金に係る特別法人税を撤廃する措置を講じられたい。また、特別法人税の撤廃に至るまで、課税停止措置を延長されたい。

〔財産形成給付金信託および財産形成基金信託の仕組み〕



〔財産形成給付金・財産形成基金の取扱い〕

拠出時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主が拠出する信託金は損金あるいは必要経費に算入可能
運用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運用収益非課税 ・ 特別法人税 1%および地方税約 0.2%課税（但し令和 8 年 3 月末まで課税停止）
給付時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7 年毎に受け取る給付金は給付の発生事由により一時所得あるいは給与所得として課税 ・ 一時所得の場合は、特別控除額（最高 50 万円）を控除した金額の 2 分の 1 が課税対象

- ② 租税特別措置法施行規則第 3 条の 5 第 3 項により、勤務先または財形取扱機関の都合による当該勤務先または財形取扱機関の名称、所在地その他の変更（統廃合等）の場合に提出する異動申告書において、加入者の個人番号に変更がない場合には個人番号の記載は不要とされているが、同法施行令第 2 条の 18 第 4 項に基づき当該勤務先の長が提出する異動申告書（一括代理申告）においては、同法施行規則第 3 条の 5 第 5 項第 2 号により「個人番号」についても記載が必要とされている。

一括代理申告でない場合で、かつ加入者の個人番号に変更がない場合には個人番号の記載は不要とされていることから、一括代理申告時についてもこれと同様に、加入者の個人番号に変更がない場合には個人番号の記載を不要とされたい。

2. 企業年金信託等に関する税制措置

(1) 確定拠出年金における拠出限度額について、環境変化を踏まえその考え方を整理し、引き上げを行うこと。

加えて、確定拠出年金制度の非課税枠について、自助努力で資産を形成するため、生涯にわたって有効に活用できるような措置を講じること。

なお、拠出限度額の検討にあたっては、拠出時・運用時・給付時の課税のあり方の見直しの中で、企業年金制度間、および企業年金と個人年金の相違点や現状担う役割・位置付け等が多様であることも十分踏まえ、一律に捉えることなく、また、既存制度との連続性および利用者等の利便性も考慮の上、有識者や制度実施者、加入者等を含めた関係者と共に私的年金の普及に資する議論を引き続き丁寧に行うこと。

確定拠出年金は、平成13年10月の施行以来20年以上が経過し、企業型確定拠出年金の加入者数は約862万人に至っている（令和7年3月末時点）。確定拠出年金制度は、私的年金制度の選択肢として定着し、他の企業年金制度等とともに公的年金を補完する役割がますます期待されている。

こうした中、令和7年度税制改正大綱において、企業型確定拠出年金のマッチング拠出における事業主掛金以下とする制限の撤廃、企業型確定拠出年金の拠出限度額の引上げ、個人型確定拠出年金について第2号被保険者間の非課税枠の統一が記載され、先の国会で成立した年金制度改正法に織り込まれているが、国民の老後の生活の安定、所得保障機能の強化の観点で速やかな実現をお願いしたい。

確定拠出年金制度の非課税枠については、昨今の物価上昇と賃上げの流れや、公的年金の所得代替率の低下が予想されるなか、国民の高齢期の老後生活の安定の観点で私的年金の果たす役割がますます重要になっていることを踏まえ、拠出限度額についてその在り方や水準について引き続き検討が必要である。また、国

民の働き方やライフコースの多様化も踏まえ、生涯にわたって有効に活用できるような措置の検討もあわせて必要である。

検討にあたっては、私的年金制度の健全な発展の観点にも留意いただきたい。今後実施される拠出時・運用時・給付時の課税のあり方の見直しの中で、仮に、退職金を由来とする性格が強い確定給付企業年金に拠出限度額の設定や中途引き出し要件の厳格化等が行われた場合、年金制度の健全な発展の阻害要因となりかねない。また、令和6年12月から実施されている企業型確定拠出年金と確定給付企業年金の拠出額の合算管理の仕組みのもとでは、拠出限度額が、両制度を併用して従業員の老後所得確保の支援に取り組む企業の制度設計を制約する恐れがあり、確定給付企業年金の制度変更時に確定拠出年金の拠出額が強制的に減少されてしまうことを避ける等の理由により、確定給付企業年金の減額や企業型確定拠出年金への移行等を検討する企業が現に存在している。

検討の観点としては、利用者等の利便性の観点も重要である。公平性の観点で制度改正が行われているが、共助（退職金由来、確定給付企業年金・企業型確定拠出年金の事業主掛金に相当）と自助（本人拠出由来、確定給付企業年金・企業型確定拠出年金の従業員拠出および個人型確定拠出年金に相当）という性質の異なる掛金が1つの枠の中で管理されることにより、企業年金のある企業に勤める個人がiDeCoをいくら拠出できるのか分かりづらくなっている。令和6年12月から、iDeCoの拠出限度額管理のため、加入者情報の企業年金プラットフォームへの登録がはじまっているが、多数の不整合が生じており、加入者、制度を運営する基金・事業主、受託機関がそれぞれ対応に追われている。制度変更や財政再計算により他制度掛金相当額が変更になる場合の対応等も含め、運営上関係者にかかる負荷は大きい。

よって、制度創設の経緯や期待されている役割が異なることも踏まえ、共助と自助の由来で分けて限度枠を管理することも含めて検討されていくことが必要である。

以上のことから、今後社会保障審議会等で議論が行われる際には、老後生活等

の準備を支援する制度・税制の包括的な見直しにおいて、次の措置を講じるとともに引き続き丁寧な議論を行われたい。

- ① 老後の高齢期の長期化や老後生活へのニーズの多様化、および今後見込まれる継続的な物価上昇に対応すべく老後に受け取る年金額を十分確保できるよう、また、令和7年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」において、「拠出実態を踏まえ、拠出限度額の考え方について、各国の制度も参照しながら、次期年金制度改革までに検討し、その結果に基づき適時に引上げを行う。」とされていることも踏まえ、拠出限度額の考え方について整理を行い、その在り方や水準について、公的年金の所得代替率の低下や物価上昇率に応じて限度額を自動的に引き上げる仕組みや、企業拠出の外枠での拠出を可能とすること等も含めた検討を行うこと。
- ② また、所得が低い若年層等、毎年の非課税枠を使い切れない人が存在する。よって既存の非課税枠を有効的に活用できるようにするため、企業型および個人型の確定拠出年金制度について、非課税枠を生涯にわたって有効に活用できるような措置を講じること。
- ③ 企業年金制度間、および企業年金と個人年金の相違点や現状担う役割・位置付け等が多様であること、特に、確定給付企業年金は退職金を由来とする性格が強いため、拠出限度額の設定や中途引き出し要件の厳格化が私的年金の普及の阻害要因となる可能性があることも十分踏まえ、一律に捉えることなく、また、既存制度との連続性も考慮の上、引き続き有識者や制度実施者、加入者等を含めた関係者と共に私的年金の普及に資する議論を引き続き丁寧に行うこと。
- ④ なお、共助と自助の由来で分けて限度枠を管理する場合、共助については限度枠の撤廃も含めた見直しを、自助については全ての国民共通の拠出枠とし、NISA同様、上限額の拡大を図ること。

(2) 個人型確定拠出年金の普及に資する観点から、第3号被保険者が加入する場合、国民年金基金と同様、自己と生計を一にする配偶者等の課税所得から控除すること。

現状個人型確定拠出年金の掛金については、小規模企業共済等掛金控除が適用されており、支払った金額をその者の所得金額等からしか控除できないことから、第3号被保険者の個人型確定拠出年金加入にあたっては税制優遇の効果が殆どない。

一方、国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金等については、自己と生計を一にする配偶者やその他の親族が負担すべき金額を支払った場合、社会保険料控除として、支払った金額を所得金額等から控除することができる。

また、第2号被保険者の際に個人型確定拠出年金に加入していた者が第3号被保険者となった場合、税制優遇の効果が殆どないことを理由に個人型確定拠出年金の掛金拠出を停止することが想定され、公的年金の補完、国民の老後生活の維持・安定という社会的要請に応えることができない状況となる。

については、第3号被保険者における個人型確定拠出年金の掛金については、国民年金基金と同様、自己と生計を一にする配偶者等の課税所得から控除することとされたい。

(3) 長寿化や物価上昇の進展、雇用流動化、働き方やライフコースの多様化といった環境変化を踏まえ、年金受給の拡大に繋がるような高齢期の所得の確保に資する制度の構築のため、次の税制措置を講じること。

- ① 各退職給付制度（退職一時金・確定給付企業年金・確定拠出年金・中小企業退職金共済）からの給付（死亡一時金含む）等を拠出し、給付時まで一括して管理し、年金として受取可能とする制度を構築すること。
- ② 公的年金の支給開始年齢の柔軟化に伴い、支給を繰り下げた場合の利便性を高める目的で、受給者の高齢化にあわせて、より公的年金等に係る雑所得の控除額を拡充する等の措置を講じること。
- ③ 長寿化およびライフスタイルの多様化に伴う年金受取りのあり方を改善すること（分離課税の対象化等）。

① 少子高齢化の進展に伴う公的年金の中長期的な給付水準の調整により、所得代替率が低下することが見込まれるため、高齢期の所得の確保のための制度の拡充が求められている。また、当該年金の給付水準を確保するためには支給の繰下げの活用が有効であるが、現状は支給の繰下げが十分に活用されているとは言えない。その原因は、65歳までの就労機会の確保（勤労所得の維持）に対する不安など現役引退後の所得減少に対する不安にあると考えられる。したがって、多様なライフコースの選択に対応するため、本人が希望すれば65歳まで現役で働ける環境の整備を引き続き行うとともに、現役引退後の所得の確保の観点から、離転職時に各種の退職給付制度から支給される退職一時金給付を原資として、適切に運用し、現役引退後から公的年金支給開始までの期間の年金給付を確保することが必要である。特に、退職一時金制度のみの中小企業の従業員に対しては、年金で受け取ることができる選択肢を与え、現役引退後から公的年金支給開始までの期間の所得確保が必要である。

そのため、退職一時金しかない企業に勤める場合も含め、離転職を複数回行った場合でも、離転職の都度、各種退職給付制度からの給付を拠出し、一括管理する新たな制度を年金受給の選択に資する制度として、既存制度（企業型および個人型確定拠出年金等）での実施も含めて検討し、金融機関、企業年金連合会、または国民年金基金連合会等で実施可能とし、その運用益を非課税とされたい。

また、当該制度とあわせて、年金・一時金の選択が税控除額の観点に左右されず、個人のライフプランに応じた選択を促すよう年金税制を整備されたい。

- ② 昨今の平均余命の伸長を踏まえると、これまでよりも高齢者の雇用形態や退職年齢の多様化が進むことが想定される状況下、就労期間の延伸による年金の確保・充実を図ることを目的に、公的年金の支給開始時期の選択肢拡大にあわせて、確定給付企業年金の支給開始時期の設定可能な範囲が70歳まで拡大されたことや確定拠出年金の受給開始時期の上限年齢が75歳に引き上げられ（令和4年4月施行）、老後の生活設計の選択肢がより一層広がることが期待できる。

このため、公的年金等の繰下げ受給を選択しやすくする観点から、現在公的年金等控除に係る雑所得については、「65歳未満」と「65歳以上」という2つの区分で控除額を算定する計算式が規定されているが、例えば、現行の「65歳未満」「65歳以上」の2区分に加え、「70歳以上」の区分を設ける等、政府税制調査会にて議論が行われている老後の生活等に備える資産形成に係る税制の包括的な見直しにあわせて、段階的に算定式を設定する等控除額が拡充するための措置を講じられたい。

- ③ 今後、長寿化およびライフスタイルの多様化が進み、高齢期に複数の収入源を持つ高齢者の増加が想定される。当該収入源としては、分離課税が選択できる所得（利子所得や配当所得等）のみならず、総合課税が前提の給与所得や雑所得等も考えられることから、若年時の働き方によっては、支給を繰り下げてもなお総合課税の対象となることで低年金となる高齢者が一定程度存在することが想定される。そのため、高齢期の所得確保の観点から、上記②とあわせて、

年金所得課税を分離課税の対象とすること（私的年金等控除の創設）も検討いただきたい。

(4) 企業年金信託の利便性向上等の観点から、次の税制措置を講じること。

- ① 確定拠出年金について、退職一時金制度から確定拠出年金への資産の一括移換を可能とすること。一括移換が難しい場合には、税処理は既存のままとし、資産だけを一括移換できるようにすること。加えて、脱退一時金の支給要件を緩和すること。
- ② 企業年金受給時の「退職所得の受給に関する申告書」への個人番号記載を不要とする「帳簿」の要件を拡充すること。
- ③ 確定給付企業年金制度受給者（非居住者）が租税条約に関する届出書等に記載すべき事項等を電磁的方法により提供する場合に満たすべき要件を緩和すること。

① 現在、退職一時金制度を減額もしくは廃止することにより企業型確定拠出年金を導入する場合には、複数年度に分割して資産移換を行うこととされている。確定拠出年金は、私的年金制度の選択肢として定着し、他の企業年金制度等とともに公的年金を補完する役割が期待されている。このため、受給権保護のための積立金早期充実および加入者の運用機会逸失の回避の観点から、一括で資産移換を行うことや分割期間を短縮することを可能とする措置を講じられたい。なお、税制の観点等で一括にて資産移換を行うことが難しい場合においては、資産のみを一括で移換し、その後の税務処理を現行どおり分割で計上することを可能とする措置を講じられたい。

また、一括で資産移換を行うことや分割期間を短縮することが認められない場合は、例えば、現状4～8年での均等移換であることを踏まえて、4～8年での定率拠出による弾力的な資産移換を可能とするなどの措置を講じられたい。

加えて、平成29年1月に個人型確定拠出年金の加入可能範囲が見直され、20歳以上の全国民は原則確定拠出年金に加入可能となった。これに伴い、脱退一時金の支給要件も見直され、個人別管理資産の額が一定額（現行1.5万円）以

下の企業型加入資格喪失者、または保険料免除者以外は脱退一時金を受け取れず、原則60歳以降の年金受給開始まで中途引き出しが不可とされた。令和2年の法改正によって、外国籍の者の帰国に伴う脱退一時金の支給要件が一部緩和されたものの、介護・病気による療養、負債の返済等のやむを得ない事由において、一定の条件のもと年金資産の中途引出を可能とすることは、制度の利便性向上・普及促進の観点から引き続き求められている。

そのため、確定拠出年金制度の利便性向上・普及促進の観点から、家族の介護、本人の病気療養、負債の返済等のやむを得ない事由について、追徴課税等を条件とした脱退一時金の支給（困窮時引き出し）を可能とする措置を講じられたい。

- ② 退職所得となる一時金支払に際し、本人から支払者に提出される「退職所得の受給に関する申告書」は、支払者が保管する書類であり、原則として税務署への提出は不要とされているにもかかわらず、個人番号を記載することとされている。

企業年金における退職所得の支払手続きでは、支払者等（企業年金制度実施者（基金や規約型 DB の実施事業主）、支払い業務を受託する信託銀行等）と本人（受給者）間で申告書の授受が発生しており、申告書に個人番号の記載が必要とされていることで次の課題が発生している。

- (a) 申告書の授受にあたり個人番号の漏洩リスクを抱えた対応となっている。
- (b) 個人番号の記載がある前提での授受・管理事務の構築、システム手当等が必要となるため支払者での対応負荷が大きい。
- (c) 企業年金における退職所得の支払手続き全体のペーパーレス化の妨げになっている。
- (d) 申告書について紙での授受が生じることにより、本人による支払手続き開始から退職所得の支払完了までの事務がデジタルで完結せず、時間を要している。

支払者が氏名・個人番号・住所等が記載されている「帳簿」を備えているときは個人番号の記入は要しないこととされているが、当該「帳簿」は6種類の申告書（「給与所得者の扶養控除等申告書」「従たる給与についての扶養控除等申告書」「給与所得者の配偶者控除等申告書」「退職所得の受給に関する申告書」「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」「所得金額調整控除申告書」）のいずれかの提出を受けて作成されたものに限るとされている。

企業年金に係る支払者においては、民間会社のように本人から定期的に「給与所得者の扶養控除等申告書」等の申告書の提出を受ける立場にはないため、6種類の申告書の提出を受けて帳簿を作成することは困難な状況にある。また、基金は J-LIS（地方公共団体情報システム機構）から企業年金連合会を經由して個人番号を収集することができるが、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」と異なり、帳簿の要件を満たすものとはされていない。

上記課題の解消のため、基金が J-LIS（地方公共団体情報システム機構）から企業年金連合会を經由して個人番号を収集した場合についても、帳簿の要件を満たすものとする措置を講じられたい。また、制度実施者である規約型 DB の実施事業主が帳簿を備えている場合は、支払業務を受託する信託銀行が帳簿を備えていなくとも、申告書に個人番号の記載を不要とされたい。

当該措置により、支払者は本人に対して申告書への個人番号記入不要と案内できるため、申告書授受時の個人番号漏洩リスクの低減、申告書の授受・管理事務、システム手当て等に係る負荷軽減、退職所得の支払手続き全体のペーパーレス化による支払者・本人の負荷軽減、本人による支払手続き開始から退職所得の支払完了までの期間短縮等の効果を期待でき、支払者が氏名・個人番号・住所等が記載されている「帳簿」を備えているときは個人番号の記入を要しない取り扱いが導入された趣旨にも沿うものと考えらる。

- ③ 非居住者が「租税条約に関する届出書」等を電磁的方法で情報を提供する際、官公署から発行された書類を源泉徴収義務者に提示し、その内容が電磁的記録に記載された情報と同一であることの確認が必要となっている。

確定給付企業年金制度では、給付を請求する際、確定給付企業年金法第30条等より、受給者から直接支払者（信託銀行等）ではなく、受給者から事業主や基金へ各種書類（租税条約に関する届出書等を含む）をご提出いただく流れとなっている。事業主や基金は受給者本人からの請求であることを確認のうえで裁定を行い、その結果を信託銀行等へ通知しており、その際に租税条約に関する届出書等も提出している。

本人から事業主等、事業主等から信託銀行等へ電磁的方法により提供するにあたって、新たな書類收受による同一性確認を行うことが要件とされている。具体的には、電子署名の使用、識別符号と暗証符号の使用、または届出書等提出者確認書類の提示が含まれる。

非居住者が「租税条約に関する届出書」等を電磁的方法で情報を提供する際において、事業主や基金において非居住者の必要情報を確認することで、手続きの簡素化と効率化を図るため信託銀行等の源泉徴収義務者における確認手続きは省略可能とするよう緩和されたい。

3. 金融制度全般に関する税制措置

- (1) 証券投資信託以外の投資信託のうち、私募の投資信託について、投資法人における一時差異等調整引当額と同様の措置を講じること。また、導管性要件の1つである「非同族会社要件」を撤廃すること。

証券投資信託以外の投資信託のうち、私募の投資信託については、法人課税信託とされており、信託の所得については、法人税が課税されることとされている。ただし、投資法人等と同様、利益の90%以上を配当すること等の要件を満たすことにより、支払配当等の損金算入が認められている。

平成27年度税制改正において、投資法人については、会計上の利益と法人税法上の利益とが異なるために支払配当等の損金算入要件を満たせない場合には、一時差異等調整引当益を計上し、会計上の利益に加算して分配することにより、支払配当等の損金算入が可能となる措置が講じられているが、証券投資信託以外の私募の投資信託については、同様の措置が講じられていない。

証券投資信託以外の私募の投資信託については、最近、オルタナティブ投資の一手法として活用例が出てきており、今後、活用が見込まれることから、投資法人における一時差異等調整引当額と同様の措置を講じられたい。また、証券投資信託以外の私募の投資信託の導管性要件の1つである「非同族会社要件」を撤廃されたい。

(2) 特定外国法人が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子等の非課税措置について恒久化すること。また、外国金融機関等が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子等の非課税適用申告書に関する異動申告書の提出期限を緩和ないしは撤廃すること。

わが国企業の海外における事業展開を金融面からサポートするためにも、安定的に外貨を調達できる環境を確保することが重要である一方、近年、国際金融規制の強化を受け、保有する外国債券を用いて外貨資金調達を行うレポ取引は、外国金融機関が取引を縮小する傾向にある。

こうした状況を踏まえると、外国金融機関でない特定外国法人（海外ファンド等）との取引の重要性は増してきており、また、特定外国法人から見れば、非課税適用が時限なく継続できることは取引の維持・拡大の観点から必須といえる。

このため、国内金融機関の短期資金調達の円滑化や、海外ファンド等の呼び込みを通じたわが国金融市場の国際化等の観点から、令和8年3月末が期限とされている「特定外国法人が支払を受ける債券現先取引に係る利子の非課税措置（特定外国法人に係るレポ特例）」を恒久化されたい。

また、外国金融機関等や特定外国法人は、レポ特例の適用に当たって、非課税適用申告書の提出が必要とされており、当該非課税適用申告書に記載した名称または本店所在地等の変更をした場合には、その該当することとなった日以後最初に当該非課税適用申告書の提出をする際に経由した特定金融機関等から特定利子の支払を受けるべき日の前日までに、異動申告書を提出することが求められているところ、実務上、当該申告書の提出に制約がある場合があることから、異動申告書の提出期限を撤廃するか、少なくとも緩和されたい。

(3) NISA制度の拡充および利便性向上等のため、次の措置を講じること。

- ① 全世代の国民の安定的な資産形成の促進に資するよう、NISA制度のさらなる拡充・利便性向上を図ること。
- ② 累積投資勘定（旧つみたてNISA）および特定累積投資勘定（つみたて投資枠）について、マイナンバーの活用等により、設定後10年を経過した日（10年後以降は5年を経過した日毎の日）における郵送による顧客の所在地確認を撤廃または簡素化すること。
- ③ NISAに関する事務手続きを簡素化・合理化し、お客さまおよび金融機関のさらなる利便性向上および負担軽減に資する所要の措置を講じること。

平成26年に開始したNISA制度は、平成28年開始のジュニアNISAおよび平成30年開始のつみたてNISAを経て、令和6年から新制度が開始した。新制度は、制度自体が恒久化されたことに加え、非課税保有期間の無期限化や投資枠の大幅な拡大、売却後の空枠の再利用など、抜本的な拡充・利便性の向上が図られた結果、普及が加速し、5人に1人がNISA口座を保有する状況となっている（令和7年3月末時点の総口座数は約2,647万口座、累積買付額は約59兆円）。

このような中、令和7年6月に政府が公表した「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」では、令和9年末時点の総口座数を3,400万口座へ増加させること等の目標が引き続き掲げられるとともに、「高齢者を含めあらゆる世代がNISAの投資枠を活用することができ、計画的に資産運用を続けながらその成果を活用して生活に充てることができるよう、顧客本位の金融商品・サービスの提供を前提に、対象商品の拡大を含むNISA制度の充実を検討する」、「子供支援・少子化対策の一環として、格差の問題や金融リテラシーの水準に留意しつつ、NISAの活用を含め、次世代の資産形成の推進のための具体的な方策を検討する」等の方針が示されている。

わが国経済の自律的・持続的な成長に向け、中長期的にリスクマネーの循環を活性化していく観点からも、NISA制度のさらなる拡充・利便性向上を通じて、家計の安定的な資産形成を促進していくことが重要である。

具体的には、①個々人のライフプラン・年齢・資産背景等により異なる様々な運用ニーズに応えつつ、上記政府方針を実現するため、金融機関の事務・システム面および導入コスト等の負担にも配慮したうえで、投資対象商品の拡充、投資可能年齢（現状18歳以上）の引き下げ等を講じられたい。

②また、累積投資勘定（旧つみたてNISA）および特定累積投資勘定（つみたて投資枠）について、設定後10年を経過した日（10年後以降は5年を経過した日毎の日）が到来すると、郵送によりお客さまの所在地確認を行う必要があるが、全てのNISA口座はマイナンバーと紐付けられており、税当局は容易に所在地を確認可能であることから、お客さま・金融機関の負担軽減の観点を踏まえ、現行の確認手続きは撤廃または簡素化されたい。

③その他、NISAに関する事務手続きを簡素化・合理化し、お客さまおよび金融機関のさらなる利便性向上および負担軽減に資する所要の措置を講じられたい。

具体的には、非課税適用確認書については、令和3年3月末を以って廃止されており、相応の期間が経過しているところ、投資家が当該書類を提出せずにNISA口座開設手続きを行い、非承認となるケースが見られることから、お客さまの利便性向上のため、当該書類は提出不要とされたい。

また、お客さまが日本国外へ出国した場合、例えば、勤務先の会社都合による海外転勤であるケースなど一定の要件を満たしている場合には、最長5年間はNISA制度の継続適用が認められているが、NISA制度が恒久化されていることや、安定的な投資環境を整える観点から、適用期間を延長されたい。

さらに、口座開設時のお客さま・金融機関等のさらなる利便性向上および負担軽減を図るため、(a) NISA口座の（再）開設時における非課税口座開設・異動届出書に記載する事項の簡素化、(b) 金融機関変更時における廃止通知書等の提出不要化、(c) e-TaxによるNISA口座開設申請等のデータ作成における氏名および

住所の記載不要化、といった措置を講じられたい。

加えて、預金口座開設済のお客さまがNISA口座・特定口座を開設する際の本人確認書類の提示・確認義務に関しては、預金口座開設時における本人確認書類の提示・確認を通じて犯罪収益移転防止法、番号法、所得税法上の本人確認を実施済であることから、マイナンバー届出先に限り、本人確認書類の提示・確認義務を免除・緩和されたい。

(4) スタートアップによる資金調達等の円滑化のため、次の措置を講じること。

- ① オープンイノベーション促進税制について、適用期限を延長するとともに、M&A型の拡充を行うこと。
- ② PE課税特例について、海外投資家の使いやすさ向上に資する所要の措置を講じること。
- ③ 上場ベンチャーファンドへの資金供給の活性化のため、次の措置を講じること。
 - a. 上場ベンチャーファンドの導管性要件に係る「支払配当要件」（配当可能利益の90%超を投資家に配当等すること）を廃止、少なくとも見直すこと。
 - b. 上場ベンチャーファンドに対する個人等の投資への優遇税制（金融所得減税）を創設すること。

社会的課題を成長のエンジンに転換し、持続可能な経済社会の実現に貢献するスタートアップを生み育てるエコシステム（スタートアップ・エコシステム）を創出することは、本邦でイノベーションを加速させ、産業の新陳代謝を促していくうえで不可欠であり、スタートアップの果たす役割は重要性を増している。

令和4年11月に政府が策定した「スタートアップ育成5か年計画」や令和7年6月に公表された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」では、わが国が世界有数のスタートアップの集積地になることを目指す方針が示されるとともに、スタートアップへの投資額を令和9年度に10倍超の規模（10兆円規模）とする目標が掲げられているほか、将来的には100社のユニコーン（企業評価額が10億ドル以上の未上場スタートアップ）や10万社のスタートアップの創出が企図されている。

スタートアップへの資金供給を円滑化するためには、国内外の機関投資家の資金がベンチャーキャピタル（VC）を通じてわが国のスタートアップに供給される

流れを拡大することが重要であるが、足下、VCの資金調達額は国際的にも伸び悩んでおり、上記目標を達成するうえで、スタートアップへの資金供給体制や、創業したスタートアップの成長を後押しするための制度整備を抜本的に強化することが不可欠である。

また、東京証券取引所はスタートアップ企業等が上場する「グロース市場」の上場維持基準を厳格化する方針を明らかにしており（10年経過後に時価総額40億円以上→5年経過後に時価総額100億円以上）、出口戦略の多様化に資する取組みも重要となる。

スタートアップへの投資に関しては、令和2年度税制改正において、一定の条件下で投資額（新規発行株式の取得額）の25%の所得控除が受けられる「オープンイノベーション促進税制」が措置されており、その後、令和5年度税制改正では、既存企業によるスタートアップへのM&Aを後押しする観点から、M&Aによる発行済株式の取得も同税制の対象とされた（適用期限：令和8年3月末）。

オープンイノベーション促進税制は、国内事業会社やその国内コーポレートベンチャーキャピタル（CVC）が、オープンイノベーションにより新事業開拓・生産性向上を図ることを目的としたものであるが、今後も、スタートアップ・エコシステムの創出に向けて、スタートアップの革新的な技術やビジネスモデルを後押しすることが重要である。したがって、新規出資型については、株式取得から3年経過後は株式譲渡した場合でも益金算入不要であることが重要なインセンティブとなっていることを踏まえるほか、M&A型については、出口戦略の多様化を図るため、合併による株式取得や持分法適用となる少数株主としての株式取得の場合も適用可能となるよう、適用期限の延長および適用対象の拡充を講じられたい。

また、海外投資家が本邦のファンド（投資事業有限責任組合：LPS/Limited Partnership）にLP出資を行う場合、原則として当該ファンドを通じて得た所得は恒久的施設（PE/Permanent Establishment）を介して得たものと解され、所得税および法人税が課されることになる。

他方で、ファンドを通じた海外資金を呼び込む観点から、一定の要件を満たす海外投資家については、所得税および法人税を非課税とする「PE課税特例」が設けられている。しかしながら、適用要件が厳しく、例えば「投資組合の組合財産に対する持分割合が25%未満であること」については、ファンドの設定から終了までの期間を通じて満たすことが求められているところ、海外投資家は金額規模が大きく、一時的でも25%を超えてしまうと同特例は適用不可となる。

したがって、本特例の使いやすさを向上させ、投資資金をさらに呼び込むため、持分割合の判定基準の緩和のほか、業務執行行為要件や他にPE帰属所得を有しない要件の見直し、特例申告に係る手続きの改善など、所要の措置を講じられたい。

このほか、上場ベンチャーファンドは、少額の資金で投資可能かつ換金の場合が確保されることから、個人投資家にもスタートアップへの投資を容易とするものであるが、現在、本邦で上場しているベンチャーファンドはゼロである。この要因の1つとして「支払配当要件」（配当可能利益の90%超を投資家に配当等すること）が考えられる。

スタートアップへの投資の特性上、IPO（新規株式公開）まで達する案件は一部であり、相応の割合の投資先で損失が発生し得る。このため、ベンチャーファンドが成長し継続的に上場するためには、IPOを果たした投資先から得たキャピタルゲインを次の案件に再投資する必要があるが、支払配当要件により、利益の大半が配当として流出し、十分な再投資ができない構造となっている。

については、上場ベンチャーファンド市場を活性化し、個人を含む幅広い投資家に対して投資機会を提供するためにも、支払配当要件の撤廃、少なくとも引下げ措置を講じられたい。

さらに、英国のVCT（Venture Capital Trust）税制なども参考に、上場ベンチャーファンドに対する個人等の投資に関して、税制優遇措置を講じられたい。

(5) 家計の資産形成を支援するため、次の措置を講じること。

- ① 外貨預金のほか、一定の要件を満たしている非上場株式、私募投資信託について、上場株式等と同様に、特定口座での取扱いを認めること。
- ② 外貨預金を原資として、同一通貨建ての外貨建て運用商品に投資した場合について、為替差損益の認識を不要とすること。
- ③ 暗号資産ETF（上場投資信託）等の取引を申告分離課税とすることを明確化すること。

家計による資産形成を促進する観点から、上場株式等との損益通算が可能であり、確定申告手続き等の税務処理が不要な「特定口座（源泉徴収あり）」を利用できる投資商品を拡充することが望ましい。

例えば、簿価や含み損益に関する管理等が煩雑な外貨預金のほか、証券会社が運営する私設取引システム（PTS）で取扱いのある非上場株式、株主コミュニティ制度（証券会社が非上場株式の銘柄ごとにコミュニティを組成し、コミュニティ参加者間で取引を行う制度）の対象銘柄、特定投資家私募制度を活用した投資信託等について、特定口座での取扱いを認めることとされたい。

特に、個人の資産形成手段として定着している外貨預金の為替差益は雑所得に分類され、最高45%の累進課税方式が適用されている（住民税とあわせて最高55%）。他の金融商品と比較して不利な取扱いとならないよう、制度の適切かつ柔軟な見直しを講じられたい。

さらに、外貨預金を原資とする同一通貨建ての外貨建て運用商品（投資信託、債券等）への投資については、投資家の税務申告に係る負担を軽減し、投資促進を図る観点から、為替差損益の認識を不要とされたい。

このほか、お客さまからの「特定口座異動届出書」等の届出書について、受付方法は「電磁的記録または書面のいずれか」とされているが、金融機関の事務負担を軽減する観点から、書面で受け付けた記載内容をシステムへ電磁的に記録・

保存する場合には、書面の保存は不要とするよう要件を緩和されたい。

また、暗号資産取引に係る課税については、与党の令和7年度税制改正大綱において、一定の暗号資産を広く国民の資産形成に資する金融商品として業法の中で位置付け、上場株式等をはじめとした課税の特例が設けられている他の金融商品と同等の投資家保護のための説明義務や適合性等の規制などの必要な法整備をすること等を前提として見直しを行う方針が示されており、金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」において検討が進められている。

将来的に、暗号資産に係る取引が申告分離課税の対象となり、投資信託の運用対象である「特定資産」に暗号資産が追加された場合には、暗号資産ETF等（暗号資産を主な裏付資産とする上場投資信託等）に係る取引も申告分離課税の対象であることを明確化されたい。

(6) 金融商品に係る損益通算範囲の拡大のため、次の措置を講じること。

- ① 金融所得課税の一体化をより一層推進すること。具体的には、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、課税方式の均衡化を図るとともに、預金等を含め損益通算を幅広く認めること。
- ② 納税の仕組み等については、納税者の利便性に配慮しつつ、金融機関が納税実務面でも対応可能な実効性の高い制度とすること。

わが国においては、個人金融資産の有効な活用が経済活性化のための鍵となっており、それに資する金融・資本市場の構築が喫緊の課題である。そのためには、個人投資家が自らのリスク選好に応じて自由に金融商品を選択できるようにする必要があり、これを後押しするうえでも金融資産に対する課税は、簡素で分かりやすく、金融商品の選択に当たって中立的であることが求められる。

こうした観点から、政府税制調査会は、平成16年に金融商品に対する課税方式の均衡化と損益通算範囲の拡大を進める「金融所得課税の一体化」の方向性を打ち出し、この流れに沿って、平成20年度税制改正において、上場株式等の譲渡損失と配当等の損益通算が平成21年以降可能とされた。さらに平成25年度税制改正により、平成28年以降、公社債等に対する課税方式が上場株式等と同様、申告分離課税に変更されたうえで、損益通算できる範囲が公社債等にまで拡大された。

与党の令和7年度税制改正大綱において、「デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する。」とされていることも踏まえ、今後も、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、一体化を一層推進すべきである。具体的には、金融商品間の課税方式の均衡化を図るとともに、預金（円預金、外貨預金）やFX取引に係る所得と、上場株式等の譲渡所得・配当所得等との損益通算を幅広く認めることとされたい。

また、金融所得課税の一体化に係る具体的な納税の仕組みについては、これまでの実施状況を踏まえ、納税者の利便性に配慮しつつ、導入の際は、金融機関のシステム開発等に必要な準備期間を設ける等、金融機関が納税実務面でも対応可能な実効性の高い制度とされたい。

(7) インフラ資産への民間資金導入に向けて、再生可能エネルギー発電設備（再エネ発電設備）を運用対象とする投資法人の導管性要件について、次の措置を講じること。

- ① 匿名組合出資を通じて再エネ発電設備に投資する場合について、運用方法を賃貸のみとする要件を撤廃すること。
- ② 令和8年3月末までに再エネ発電設備を取得することの要件を撤廃すること。
- ③ 再エネ発電設備の最初の貸付日から20年間とされている期間について、恒久化または延長すること。
- ④ 「保有資産要件」を満たす特定資産の範囲を拡大すること。

「経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太方針2025）」において、2050年カーボンニュートラルの目標を堅持するとともに、その実現に向けて、官民協調による10年間で150兆円超のGX（グリーン・トランスフォーメーション）関連投資を推進する方針が示されている。また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」では、「地方経済を支える新時代のインフラ整備・安心の確保」として、再エネ発電設備への投資を含む上場インフラファンド市場の活性化に引き続き取り組むことが明記されている。

これらの目標を達成するためには、個人を含む幅広い投資家の資金を活用することが不可欠であり、再エネ発電設備などの多様なインフラ資産へ資金を循環させる上場インフラファンド市場の役割は極めて重要である。

しかしながら、上場インフラファンド計5銘柄の時価総額は下落基調にある（令和6年8月末1,295億円→令和7年7月末963億円）。これは、後述する導管性要件による将来的な制度の不透明感等が背景にあると考えられ、今後、制度の見直しを行いトレンドを反転させる必要がある。

現行、上場インフラファンドに係る導管性要件の1つとして「保有資産要件」が課せられており、原則、主たる投資対象として定められる特定資産の額（再エ

ネ発電設備は含まない)が資産総額の50%超であることが求められている。

ただし、特例として、①賃貸要件(再エネ発電設備の運用方法が賃貸のみであること)、②3年要件(令和8年3月末までに再エネ発電設備を取得していること)、③20年要件(再エネ発電設備を最初に賃貸の用に供した日から20年以内であること)といった要件を満たす場合には、再エネ発電設備を特定資産の範囲に含めることが認められている。

まず、「①」の要件は、上場インフラファンドが売電等の事業に関与せず、資産運用に特化させることを意図しているものと考えられるが、上場インフラファンド以外の事業者が再エネ発電設備を取得する場合、運用方法を賃貸に限定する必要はなく、「発電設備の所有者」と「発電を行う事業者」が別となることは想定されていないことから、本要件を満たすスキームは基本的に構築されていない。

そのため、上場インフラファンドが匿名組合出資を通じて再エネ発電設備を取得する場合には、私募案件等では発生しない、運用スキームを変更するための追加コストが発生することとなり、ひいては投資家にとっても逸失利益が生じている。特に、大規模な発電設備等で複数の事業者がコンソーシアムを組んでいるケースにおいて、上場インフラファンドが再エネ発電設備を保有資産に組み入れる場合は複数の事業者による匿名組合出資の一部を取得することが多く、賃貸借方式への契約変更に当たり他の事業者の合意形成も必要となるため、制約となっている。

については、匿名組合出資の場合、上場インフラファンドは出資先の事業を執行することができないことも踏まえ、当該ケースについては、運用方法を賃貸のみとする要件を撤廃されたい。

次に、「②」の要件に関して、上場インフラファンドは参入検討から上場までの間に各種調査や人材確保等の事前準備に数年かかることが一般的であるところ、J-REITと異なり時限的な制度であることから、組成作業が期限内に完了しないリスクが顕在化しており、ファンド組成の障壁となっている。また、個人投資家にとっても、制度の継続性に対する予見可能性が低く、投資を手控える要因となっ

ている。

したがって、令和8年4月以降も上場インフラファンド市場への新規参入および個人を含む幅広い投資家の資金の活用を促進していくためには、本要件を撤廃、または少なくとも延長することが極めて重要である。

続いて、「③」の要件に関して、近年の太陽光パネルメーカーの性能保証期間の長期化に伴い、事業期間がFIT期間（20年間）を超えて30年以上となるケースもある。制度創設時点からの環境変化も踏まえ、追加取得した再エネ発電設備の運用終了前に導管性要件を満たせなくなる事態を回避するため、期間を恒久化すること、または延長したうえで、発電設備ごと、あるいは計算起点を「最後に貸付の用に供した日」からに見直すなど、要件を緩和されたい。

最後に、「④」に関して、諸外国では、再エネ発電設備のみならず、空港や道路、水道といった幅広いインフラ資産が投資対象とされている一方で、わが国では、投信法上は直接保有可能なインフラ資産が再エネ発電設備および公共施設等運営権に限られており、租税特別措置法上の導管性要件を満たすものは、さらに再エネ発電設備に限定されていることから、上場インフラファンドは実質的に再エネ発電設備のみが投資対象とされている。

平成27年4月の上場インフラファンド市場の創設以降、再エネ発電以外の分野でも新たな事業領域やビジネスモデルが生まれてきており、GX・DXなど社会構造の変化に応じ、上場インフラファンドが資金供給者として参画することは、インフラ整備の資金ニーズに応えるだけでなく、運用資産の多様化を通じた分散効果が期待でき、資産運用立国の観点からも望ましいと考えられる。

したがって、「保有資産要件」を充足する特定資産として、例えば、私募ファンド等で組み入れが進みつつある系統用蓄電池等も含まれるよう、範囲を拡大されたい。

(8) カーボンニュートラルの実現に向けて、次の措置を講じること。

- ① カーボンニュートラル投資促進税制について、計画認定期間を延長すること。
- ② 一定の要件を満たしたESG債などへの投資について、税制優遇措置を講じること。

GXは、単なる環境対策ではなく、わが国の産業構造を脱炭素型へと転換し、国際競争力を高めるために欠かせないものであり、雇用創出や技術革新等を通じた地域経済の活性化にも資するものである。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、民間企業によるGX関連投資を一段と加速させていくことが求められる中、長期的な視点で企業が安心して投資に踏み切ることが可能な環境を整備することが求められる。

しかしながら、そうした取組みを後押しする「カーボンニュートラル投資促進税制」は、企業が「エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」を作成し、所管省庁から認定を受ける必要があるところ、令和8年3月末で計画認定期限が到来することとなる。

GX関連投資に積極的に取り組んでいる企業に対して継続的にインセンティブを付与することは、カーボンニュートラルの実現、ひいてはわが国の経済成長等にも繋がることから、計画認定期間を延長されたい。

また、カーボンニュートラルを実現するためには、2,195兆円（令和7年3月末時点）に上る家計金融資産をESG市場に呼び込むことが不可欠であり、個人投資家が投資を通じて稼得した収益（利子所得・譲渡益・償還差益）を非課税とする制度を創設するなど、政策的にインセンティブを付与することが望ましい。

例えば、「ESGウォッシュ」や「グリーンウォッシュ」の問題を回避しつつ、適切なESG債の発行・選別のため、国が一定基準を満たす外部評価機関を指定し、当該機関の認証を受けたESG投資に対し、税制優遇を行う制度等が考えられる。

(9) 上場株式等の相続税評価方法の見直しを行うこと等、所要の税制上の措置を講じること。

相続財産となった上場株式等は、原則として相続時点の時価で評価される。一方で、上場株式等は価格変動リスクの高い金融商品であるが、相続税評価上、相続時から納付期限までの期間の価格変動リスクが考慮されていない。このため、上場株式等は価格変動リスクの低い預金や債券などの他の資産と比べて不利になっており、投資家の株式離れが助長されているとの指摘がある。

以上のことを踏まえ、相続税の負担感の差により、投資家の資産選択を歪めることがないように、上場株式等の相続税評価について見直しを行うこと等、所要の税制上の措置を講じられたい。

4. 不動産に関する税制措置

(1) 特定の事業用資産の買換特例（長期所有土地等から土地・建物等への買換え等）の適用期限（令和8年3月末）を延長すること。

個人または法人が、令和8年3月末までに、10年を超える事業用の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えを行った場合、その譲渡資産の譲渡益または買換資産の取得価額の80%相当分については譲渡がなかったものとして課税の繰り延べができるものとされている。

本特例措置を延長することにより、例えば、中小企業等が長期間に亘り有する事業用土地等の売却を通じた設備投資を行う場合、本特例措置の適用を受け、譲渡益について圧縮記帳することで、土地の有効利用の促進や土地取引の活性化が期待でき、中小企業等の安定した事業経営にも資する。更なる日本の経済成長のためにも、特定の事業用資産の買換特例の適用期限の延長は不可欠であるため、特定の事業用資産の買換特例の適用期限（令和8年3月末）を延長されたい。

また、本特例措置（3号買換え）には、平成24年度税制改正時に、平成26年12月末まで延長された際、300㎡以上の面積要件が追加されたことにより、小規模な宅地が適用除外になったため、個人や中小企業、小規模事業者の買換えが著しく阻害されている。例えば、都心部のマンション素地は、土地面積300㎡以上のものは少なく、本特例措置を適用できるケースが限定的となり、土地の有効利用の促進の妨げとなる場合も見られる。このように使い勝手に支障をきたしていることから、特定の事業用資産の買換特例の適用期限の延長とあわせ、土地を買換資産とする場合の最低面積要件（300㎡以上）を撤廃することが望ましい。

(2) 土地の売買による所有権移転登記および土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の軽減税率の適用期限（令和8年3月末）を延長すること。

個人または法人が、令和8年3月末までに土地の売買による所有権移転登記および土地の所有権の信託登記を行った場合、登録免許税の税率を軽減（売買：1,000分の15、信託：1,000分の3）する措置が講じられている。

本特例措置が廃止された場合、不動産売買や証券化における流通コストが増加し、取引件数の減少が予想されるばかりでなく、都市の再開発や法人の事業再編、設備投資、個人の住み替えに至るまで幅広い負担増加が生じる。このことは、不動産流通を著しく阻害し、再び資産デフレを招く恐れがある。

現行特例制度による軽減税率の維持は、日本経済活性化の前提条件として、最低限必要な措置の1つであり、土地の売買による所有権移転登記および土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の軽減措置の延長は不可欠であるため、本特例措置の適用期限（令和8年3月末）を延長されたい。

(3) 都市再生促進税制に係る特例措置の適用期限（令和8年3月末）を延長・拡充すること。

都市再生特別措置法に基づき国土交通大臣に認定を受けた都市再生事業を行う民間事業者に対しては、税制上の特例措置が講じられている。

建築費の高騰等、事業環境の悪化により、中止・延期に追い込まれる都市開発プロジェクトが出てきている中で、わが国の経済を本格的な力強い成長に導くためには、内需主導による成長戦略の実現および都市の国際競争力・イノベーション力の向上等が不可欠であり、国内投資の促進および都市再生の推進はこの実現に向けた重要な取組みである。魅力的なまちづくりの推進により、世界中のヒト・モノ・カネ・情報をわが国に呼び込むとともに、都市・地域を活性化するようなコンパクトで活力ある都市づくりを推進するためにも、都市再生促進税制に係る特例措置の延長・拡充は不可欠であり、本特例措置の適用期限（令和8年3月末）を延長されたい。

令和8年度税制改正要望項目一覧

I. 主要要望項目

1. 教育資金贈与信託に係る贈与税の非課税制度の恒久化および拡充

教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度について恒久化すること。少なくとも適用期限（令和8年3月末）を延長すること。また、本制度のさらなる活用に資する所要の税制上の措置を講じること。

2. 企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃

企業年金および確定拠出年金の積立金に係る特別法人税を撤廃すること。また、特別法人税の撤廃に至るまで、課税停止措置を延長すること。

3. 特定受益証券発行信託における非現金収入収益の利益留保割合計算からの除外

特定受益証券発行信託の要件における計算上、課税の繰り延べに当たらない非現金収入収益を分子から除外すること。

4. 「受益証券発行信託計算規則」における資本取引規定の整備に伴う税制上の取扱いの明確化

「受益証券発行信託計算規則」において、受益者と信託との直接取引（資本取引）に係る規定の整備に伴う税制上の取扱いを明確化すること。

5. 結婚・子育て支援信託に係る贈与税の非課税制度の恒久化

結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度について恒久化すること。少なくとも適用期限（令和9年3月末）を延長すること。

6. 事業承継における信託の活用等

株式の信託を利用した事業承継について、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の適用対象とすること。また、納税猶予制度の特例措置に係る特例承継計画の提出期限（令和8年3月末）を延長すること。

II. 一般要望項目

1. 信託に関する税制措置

- (1) e-Tax利用者識別番号（ID）の複数取得時の利用目的に「信託の受託者としての納税手続き」等が追加可能となるよう、所要の措置を講じること。
- (2) 資金移動業者の破綻時等における利用者資金の返還方法の多様化に伴い、新たに追加する信託会社等による直接返還手続きの活用を促す観点から、所要の税制上の措置を講じること。
- (3) 非財務指標を算定基礎とする役員報酬について損金算入が可能となるよう、所要の税制上の措置を講じること。
- (4) 配偶者に対する相続税額の軽減特例等の適用に必要な遺産分割協議書への署名、実印の押印および印鑑証明書添付について、公的個人認証サービスを用いた電子契約による代替を可能とすること。
- (5) 固定資産税の納税通知書および課税明細書について、自治体等からの「電磁的方法」のみによる提供を可能とすること。また、「電磁的方法」による提供が早期に可能となるよう、所要の措置を講じるとともに、納税者から要請があった場合の「電磁的方法」による提供を義務化すること。
- (6) 信託受益権が質的に分割された受益者等課税信託の課税関係を明確化する観点から、所要の税制上の措置を講じること。
- (7) 受益者連続型信託の課税の特例の適用対象を見直すこと。
- (8) 受益者単独の信託については、いわゆる損失算入制限措置を適用しないこと。
- (9) 勤労者財産形成促進制度に関する税制について、所要の措置を講じること。

2. 企業年金信託等に関する税制措置

- (1) 企業年金等の拠出段階における税制優遇措置を拡充すること。
- (2) 個人型確定拠出年金の普及に資する観点から、所要の税制措置を講じること。

- (3) 高齢期の所得の確保に資する制度の構築のため、所要の税制措置を講じること。
- (4) 企業年金信託の利便性向上等の観点から、所要の税制措置を講じること。

3. 金融制度全般に関する税制措置

- (1) 証券投資信託以外の投資信託のうち、私募の投資信託について、投資法人における一時差異等調整引当額と同様の措置を講じること。また、導管性要件の1つである「非同族会社要件」を撤廃すること。
- (2) 特定外国法人が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子等の非課税措置について恒久化すること。また、外国金融機関等が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子等の非課税適用申告書に関する異動申告書の提出期限を緩和ないしは撤廃すること。
- (3) NISA制度の拡充および利便性向上等のため、所要の措置を講じること。
- (4) スタートアップによる資金調達等の円滑化のため、所要の措置を講じること。
- (5) 家計の資産形成を支援するため、所要の措置を講じること。
- (6) 金融商品に係る損益通算範囲の拡大のため、所要の措置を講じること。
- (7) インフラ資産への民間資金導入に向けて、再生可能エネルギー発電設備（再エネ発電設備）を運用対象とする投資法人の導管性要件について、所要の措置を講じること。
- (8) カーボンニュートラルの実現に向けて、所要の措置を講じること。
- (9) 上場株式等の相続税評価方法の見直しを行うこと等、所要の税制上の措置を講じること。

4. 不動産に関する税制措置

- (1) 特定の事業用資産の買換特例（長期所有土地等から土地・建物等への買換え等）の適用期限（令和8年3月末）を延長すること。
- (2) 土地の売買による所有権移転登記および土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の軽減税率の適用期限（令和8年3月末）を延長すること。
- (3) 都市再生促進税制に係る特例措置の適用期限（令和8年3月末）を延長・拡充すること。